

浦添市の人事行政の運営等の状況について

浦添市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年浦添市条例第1号）第4条の規定により職員の任用及び職員数等に関する状況について公表します。

1 職員の任用および職員数に関する状況 （1）採用及び退職の状況（平成25年度）

区分	採用（人）	退職（人）			合計
		定年	勸奨	その他	
市長部局等	28	12	8	4	24
教育委員会	9	9	1	0	10
水道部	1	2	0	0	2
合計	38	23	9	4	36

（2）職員数の状況

（平成26年4月1日現在）

部門	区分	職員数		前年度 増減数	主な増減理由 ()書は人口10,000人あたり職員数	
		25年	26年			
普通会計部門	一般行政	議会	8	8	0	
		総務	141	149	8	契約検査課の組織再編による6人増、税・社会保障番号制度担当主幹1人増、市民課付番担当主査1人増
		税務	44	43	△ 1	納税課欠員1人
		労働	3	2	△ 1	雇用創生係1人減
		農林水産	5	5	0	
		商工	5	6	1	商工部門強化のため労働部門からの1人増
		土木	91	90	△ 1	契約検査課の組織再編による5人減、景観まちづくり室解散による6人減。モルル建設課派遣2人増、分課・業務統廃合による2人増（建築課）、景観まちづくり係新設による5人増、区画整理組合担当技幹1人増
		民生	128	130	2	臨時給付金支給担当2人増、子ども子育てプラン策定担当2人増、公益法人監査事務の一括処理による1人減、退職不補充1人
		衛生	41	37	△ 4	その他部門へ業務移管による3人減、環境施設課欠員1人
	計	466	470	4	(人口10,000人あたり職員数 41.15人)	
	特別行政	教育	135	131	△ 4	業務移管による2人減（教・総）、幼稚園振興計画担当1人減、退職不補充1人
消防		96	96	0		
小計		697	697	0	(人口10,000人あたり職員数 61.02人)	
公営企業等	水道	38	36	△ 2	退職不補充1、業務見直しによる1減	
	下水道	14	14	0		
	その他	47	50	3	特定検診事業係新設による3人増	
	小計	99	100	1		
合計		796	797	1	(人口10,000人あたり職員数 69.78人)	

（注） 職員数は、一般職に属する職員数で地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いたものです。

2 職員の競争試験及び選考の状況

採用試験の実施状況（平成25年度）

（単位：人、倍）

職種	申込者数	一次試験 受験者数A	二次試験 受験者数	最終合格者数 B	倍率 (A/B)
一般行政職	429	329	33	18	18.3
情報技術職	12	12	4	1	12.0
土木技術職	45	36	10	6	6.0
建築技術職	9	8	3	1	8.0
幼稚園教諭職	67	56	5	4	14.0
消防職（救急救命士）	21	14	6	3	4.7
管理栄養士職	34	30	3	1	30.0
合 計	617	485	64	34	14.3

3 職員の給与の状況

(1) 歳出総額に占める人件費の割合(平成25年度普通会計決算)

歳出総額 A	人件費 B	人件費率 B/A	前年度 人件費率
42,831,887千円	5,942,828千円	13.9%	14.6%

(2) 一般職給与費の状況(平成25年度普通会計決算)

職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
人 696	千円 2,314,250	千円 407,114	千円 845,148	千円 3,566,512	千円 5,124

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成26年4月1日現在)

一般行政職	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
	39.4歳	291,100円	338,100円

(4) 初任給の状況 (平成26年4月1日現在)

区 分	浦 添 市		国
	決定初任給		決定初任給
一般行政職	大学卒	172,200円	172,200円
	高校卒	140,100円	140,100円

(5) 職員手当の状況

区 分	内 容	
扶養手当	配偶者	13,000円
	子など	6,500円
	配偶者がいない場合1人目	11,000円
	16歳～22歳の子1人につき	5,000円加算
住居手当	住居を借り受けしている職員に支給	家賃により 27,000円まで
通勤手当	通勤距離が2km以上でバスなどを利用している職員に支給	
	・ 交通機関(バス等)利用者	6箇月定期券等の価格
	・ 交通用具(自動車等)利用者	距離に応じ 2,300円～40,000円
特殊勤務手当	支給実績(25年度決算)	13,185 千円
	支給職員一人当たり平均支給年額(25年度決算)	51,600円
	手当の種類	11種類
時間外勤務手当	支給実績(25年度決算)	129,151 千円
	職員一人当たり支給年額	185,562円

(6) 期末勤勉手当の支給割合 (平成26年4月1日現在)

浦 添 市		国	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6月分	1.35月分	2.6 月分	1.35月分
計 3.95月分		計 3.95月分	

(7) 退職手当の支給割合 (平成26年4月1日現在)

浦 添 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.620月分	27.025月分	勤続20年	21.620月分	27.025月分
勤続25年	30.820月分	36.570月分	勤続25年	30.820月分	36.570月分
勤続35年	43.700月分	52.440月分	勤続35年	43.700月分	52.440月分
最高限度額	52.440月分	52.440月分	最高限度額	52.440月分	52.440月分
定年前早期退職特例措置	2%～20%加算		定年前早期退職特例措置	2%～20%加算	

(8) 特別職の給料等の状況

(平成26年4月1日現在)

区 分		月 額	区 分		支給割合
給 料	市 長	909,000円	期 手 末 当	市 長	2.95月分
	副市長	753,000円		副市長	
	教育長	679,000円		教育長	
報 酬	議 長	539,000円		議 長	2.95月分
	副議長	482,000円		副議長	
	議 員	454,000円		議 員	

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間（平成25年度）

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り				
	始業時刻	終業時刻	休憩時間	休息時間	週休日
38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分	廃止	土・日曜日

(2) 年次休暇の状況（平成25年4月1日から平成26年3月31日）

総付与日数	総使用日数	対象職員数	一人当たり平均使用日数	使用率
15,859.8日	6,329日	446人	14.2日	40%

(3) その他の休暇制度の状況
特別有給休暇

特別有給休暇の範囲	有給の期間																												
1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第33条の規定による交通の制限又は遮断の場合	その理由の発生している期間																												
2 風水震災火災その他非常災害による交通遮断の場合	その理由の発生している期間																												
3 風水震災火災その他天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊の場合	1週間を超えない範囲内においてその都度必要と認める期間																												
4 交通機関の事故等の不可抗力の場合	その理由の発生している期間																												
5 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署に出頭する場合	その都度必要と認める期間																												
6 選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める期間																												
7 市の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止(台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。)した場合	その都度必要と認める期間																												
8 職域又は市若しくは沖縄県の代表として諸行事に参加する場合	その都度必要と認める期間																												
9 負傷又は疾病(予防注射又は予防接種による著しい発熱等の場合、第10項及び第13項に掲げる期間を超えるつわり及び生理の場合を含む。)の場合	<p>(1) 医師の証明書等に基づき</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 公務に起因する場合 療養に必要な全期間 ロ 結核性疾患の場合 1年の範囲内でその療養に必要な期間(その期間が1年に満たない場合において、その療養期間満了の日から起算して6月以内に再び結核性疾患により療養を要するときには、前に与えた療養期間は、これを通算する。) ハ ロ以外の私傷病 90日の範囲内でその療養に必要な期間 <p>(2) 前号に掲げるもののほか、医師にかかる必要もない軽い病気 1年度を通じて10日以内(年の中途において新たに職員となった者のその年における日数は、次の表に掲げるとおりとする。)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>採用の月</td> <td>4月</td> <td>5月</td> <td>6月</td> <td>7月</td> <td>8月</td> <td>9月</td> </tr> <tr> <td>日数</td> <td>10日</td> <td>9日</td> <td>8日</td> <td>8日</td> <td>7日</td> <td>6日</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>採用の月</td> <td>10月</td> <td>11月</td> <td>12月</td> <td>1月</td> <td>2月</td> <td>3月</td> </tr> <tr> <td>日数</td> <td>5日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> </tr> </table>	採用の月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	日数	10日	9日	8日	8日	7日	6日	採用の月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	日数	5日	4日	3日	3日	2日	1日
採用の月	4月	5月	6月	7月	8月	9月																							
日数	10日	9日	8日	8日	7日	6日																							
採用の月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																							
日数	5日	4日	3日	3日	2日	1日																							

10 妊娠障害休暇	10日を超えない範囲内においてその都度必要と認める期間			
11 職員の分べんの場合	医師又は助産婦の証明等に基づく分べん予定日以前8週間目に当たる日から分べん後8週間目に当たる日までの期間(多胎妊娠の場合は産前産後各14週間)内で必要な期間			
12 妊娠中の職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠23週(6月末)(1月は28日として計算する。以下この項において同じ。)までは4週間に1回、妊娠24週(7月)から35週(9月末)までは2週間に1回、妊娠36週(10月)から分べんまでは1週間1回としてその都度必要と認める期間			
13 生理に有害な職務に従事する女子職員及び生理日において勤務することが著しく困難である女子職員の生理の場合	2日を超えない範囲内においてその都度必要と認める期間			
14 生後1年に達しない生児を育てる場合	1日90分とし、2回以内(土曜日は1回とし、60分以内とする。)			
15 職員が結婚する場合	1日を単位として5日			
16 職員の配偶者が分べんする場合	分べん前後各3週間以内において1日を単位として5日			
17 忌引の場合		死亡した者	血族	姻族
	(1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが婚姻関係と同様な事情にある者を含む。)		10日以内	
	(2) 父母		7日以内	3日以内
	(3) 子		5日以内	1日
	(4) 祖父母		3日以内	1日
	(5) 孫		1日	
	(6) 兄弟姉妹		3日以内	1日
	(7) 伯叔父母		1日	1日
	備考 1 生計を一にする場合は、血族に準ずる。 2 祖父母、伯叔父母を代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合は、7日とする。 3 忌引日数は任命権者が承認した日から計算する。なお、葬儀のため遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要する往復日数を加算することができる。			
18 父母、配偶者又は子の祭しを行う場合	1日(17の項の備考3を準用する。)			
19 夏季休暇	一の年度の5月から10月までの期間において、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する6日の範囲内の期間			
20 妊婦の通勤緩和休暇	1日2回 1回30分			
21 職員の家族の看病を要する場合	通院の場合 1年度を通じて10日以内(年の中途において新たに職員となった者のその年における日数は、9の項第2号の表を準用する。)			
22 職員の子供が予防接種を受ける場合	その都度半日以内			
23 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	その都度必要と認める期間			
24 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親	1日を単位として継続し、又は分割して1年度5日以内			

<p>族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>(2) 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が認めるものにおける活動</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p>	
<p>25 男性職員の育児参加休暇(職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。)</p>	<p>当該期間内における5日</p>
<p>26 短期介護休暇(負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者(要介護者)の介護や必要な世話をを行うため、勤務しないことが相当であると認められるとき)</p>	<p>一の年度において5日(要介護者が2人以上の場合は10日)</p>

介護休暇(無給)

適用範囲	期間
<p>職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p>	<p>介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。</p>

5 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分の状況(平成25年度)

区分	降任	免職	休職	降給	合計
処分者数	0人	0人	26人	0人	26人

(2) 懲戒処分の状況(平成25年度)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
処分者数	0人	1人	0人	0人	1人

6 職員のサービスの状況

営利企業等の従事許可の状況(平成25年度)

区分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事許可申請	24件	24件

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況

平成25年度 研修実施総括表						
	No	研修名	一回当たりの日数	一回当たりの時間	回数	修了人数
一般研修	1	新規採用職員研修	10	75	1	34
	2	新規採用職員フォロー研修	3	21	1	36
	3	初級職員研修	2	14	1	43
	4	中級職員研修	2	14	1	30
	5	上級職員研修	2	14	1	30
		小 計		19	138	5
特別研修	1	公務員倫理研修	1	1.5	1	40
	2	普通救命講習Ⅱ	1	4	1	47
	3	文書取扱事務研修	1	1.5	1	56
	4	財務会計研修	1	6	1	310
	5	クレーム対応研修	1	3	1	32
	6	情報セキュリティ研修	1	1.5	1	31
	7	Libre - Office研修 (中級編)	2	2	1	16
	8	初級編会計事務研修	1	1	1	20
	9	支援者のためのメンタルヘルス研修	1	3	1	26
	10	セクシュアル・ハラスメント防止研修	1	1.5	1	42
	11	特別講演会「市長講話」	1	1	1	87
	12	第2回 特別講演会「市長講話」	1	1	1	59
	13	第3回 特別講演会「市長講話」	1	1	1	37
	14	方言講座	2	2	1	12
	小 計		16	30	14	815
派遣研修	1	自治大学校派遣 (2部)				1
		自治大学校派遣 (3部)				1
	2	内閣府派遣研修				1
	3	市町村アカデミー派遣研修				22
	4	全国市町村国際文化研修所派遣研修				7
	5	地方公務員海外派遣研修				0
	6	沖縄県自治研修所派遣研修				81
	7	自治体職員政策形成セミナー				2
	8	NOMA キャリアアップ・フォーラム				4
9	パワーハラスメント対策取組支援セミナー				8	
	小 計					127
自己研修	1	自主研究グループ 9グループ				94
	2	部局研修助成 1箇所				79
	3	通信教育				5
	小 計					178
	総合計		35	168	19	1293

(2) 勤務成績評定の状況

平成20年度より引き続き平成25年度も「人材育成のための人事評価制度」の試行を継続。

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況 (平成25年度)

区分	内容	対象者	受診者	備考
職員健康診断	集団検診	人間ドック受診以外の職員	169名	
	人間ドック	希望者 (市町村職員共済組合事業)	580名	共済組合、厚生会助成金及び自己負担金
	脳ドック	希望者 (市町村職員共済組合事業)	36名	共済組合、厚生会助成金及び自己負担金
	PET 検診	希望者 (市町村職員共済組合事業)	9名	共済組合、厚生会助成金及び自己負担金
	胃検診	集団検診時希望者	3名	共済組合、厚生会より助成金
高気圧検査	大腸ガン検診	集団検診時希望者	9名	共済組合、厚生会より助成金
	潜水病予防高気圧業務検査	消防職員 (水難救助隊員)	20名	

(2) 保健活動 (平成25年度)

職員健康診断事後指導の実施

診断結果に基づき産業医・健康管理嘱託員の指導実施

1 健康相談

産業医 149件

健康管理嘱託員 527件

2 保健室利用件数 2,174件

(3) 地方公務員災害補償状況 (平成25年度)

区分	公務災害	通勤災害
認定件数	0件	1件

(4) 厚生会の状況 (平成25年度)

市負担金		会員数	
給料総額の5/1000 (職員掛金同率)		800人	
市負担金による主な事業		職員掛金による主な事業	
給付事業	傷病見舞金等 34人	給付事業	入学祝金・健康増進奨励金等 324人
自主選択事業	能力開発補助等 816人 (職員掛金半額充当)	文化体育事業	サークル助成等 271人
保健予防事業	人間ドック補助等 1,048人		